

4 豊かで美しい自然環境の保全

滋賀県の地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環
境の保全

クリーンな
新エネルギー
の開発・導入

ゼロ・エミッ
ションの取組
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

地域における
環境づくり

新滋賀県環
境総合計画
の点検・評価

滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ

琵琶湖では、外来魚の増加や水草の繁茂などのように、生態系に大きな変化が起きています。また、各種の開発行為や人々の生活様式の変化による環境や生態系への影響が懸念されています。

琵琶湖をはじめとする自然環境や景観の保全・再生を図り、生物の多様性を未来に引き継いでいくための対策が求められています。

自然環境の総合的保全

●自然公園の指定

〈自然環境保全課〉



県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立公園があり、自然公園面積比率（県面積に占める自然公園面積の割合）は37.3%です。

●緑地環境保全地域・自然記念物

〈自然環境保全課〉

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成20年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風致景観を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、25箇所約189.8万㎡の自然保護地を公有化しています。

●自然観察会

〈自然環境保全課〉

自然環境の保護・保全に関する意識の高揚や普及啓発を図るため、自然公園や身近な環境の中で、自然観察指導員のもと、観察会などを実施しています。

- ・朽木いきものふれあいの里（電話：0740-38-3110）
- ・県立野鳥の森ビジターセンター（電話：0749-48-0121）
- ・県立三島池ビジターセンター（電話：0749-55-2377）
- ・県立琵琶湖博物館（電話：077-568-4811）

●琵琶湖ルールの取組

〈琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室〉

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、平成15（2003）年4月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーの新しいルール（琵琶湖ルール）の定

着を進めています。平成18（2006）年3月には条例制定後の成果と課題を踏まえ、条例の一部改正を行いました。

■ルール1 プレジャーボートの航行規制

水上オートバイなどの騒音から、湖岸の集落などの生活環境や水鳥の生息環境を保全するため、航行規制水域（平成21（2009）年4月1日現在23箇所）を設け、水域内での航行を原則禁止していま



す。航行規制水域にはブイや看板を設置し、監視活動を実施しています。また、毎年夏期には、集落や湖岸で、騒音のモニタリングを実施しています。

■ルール2 従来型2サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの排気ガスに含まれる有害物質による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止しています（県と協定を締結した施設に保管し、知事の認定を受けた場合に限り、特例として平成23（2011）年3月まで使用できます）。

■ルール3 外来魚（ブルーギル、ブラックバス）のリリース禁止

釣りというレジャーの面でも、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリースを禁止しています。湖岸や漁港に回収ボックスや回収いけすを設置するとともに、外来魚駆除釣り大会を開催し外来魚の駆除を進めています。また、平成20年度には県内の小学生を対象に外来魚の駆除に協力してもらう「びわこルールキッズ」の募集を行いました。平成21年度は募集の範囲を全国の小中学生に拡大し、釣り人の協力のもと外来魚の駆除を進めています。



■ルール4 地域の取組への支援

深夜の花火やごみ投棄などの迷惑行為の解決や、地域の状況に応じた適切なプレジャーボートの利用を進めるため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に即したローカルルールを策定します。県はこれを認定し、地域による広報監視活動を支援します。

琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針

〈河港課〉

～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～
「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸、人工湖岸のもつ自然環境や景観などに着目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

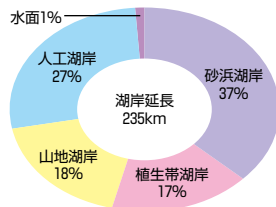
今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家などと連携・協働を図りながら検討し実施していきます。また、具体的な施策で得られた知見をより多くの場で活かすことができるよう、県の関係部局や研究機関と連携を図るとともに、地域住民とも情報共有を図り、意見交換できる場の確保に努めます。

基本方針

- 人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- 事業の評価を施策に反映
- 地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

◆湖岸分類(平成14(2002)年河港課調査)

砂浜湖岸：水際線が砂浜である湖岸。
植生帯湖：水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモなど)である湖岸。
山地湖岸：背後地に山地が迫っている湖岸。
人工湖岸：水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。
水面：河口部などの水面。
※水際線：B.S.L.(琵琶湖基準水位)±0.0m付近として調査した。



多自然川づくり

〈河港課〉

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



杉川広域基幹河川改修事業(甲賀市)

環境に配慮した砂防事業

〈砂防課〉



大杉川通常砂防事業(多賀町大杉) 透過型砂防えん堤

土砂災害の恐れがある土石流危険渓流は、景観や生態系などの自然環境に優れている地域にあることが多いことから、砂防事業では、景観・生態系といった自然環境との調和に配慮して、渓床の連続性を保つ透過型砂防えん堤など「自然にやさしい渓流づくり」を推進しています。

指標項目	進捗状況(H20年度)	目標(H22年度)
レジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	39.5% (H20.12.14現在)	100%
多自然川づくりを取り入れた工事の延長	56.3km	73.6km

生態系の保全・回復

●野生動植物との共生に向けた取組

〈自然環境保全課〉

県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。このような滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へと引き継いでいくことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18(2006)年3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定しました。

■希少種

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2005年版～」では、684種もの動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していると評価されました。このため、平成19(2007)年5月にハリヨなどの22種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲などを原則禁止としました。

また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、平成20年度には油日湿原(甲賀市)を「生息・生育地保護区」に指定しました。

■外来種

近年、県内においてセアカゴケグモや、ワニガメ、ピラニアなどの外来種が相次いで発見されているほか、アライグマの捕獲件数も平成20年度には99頭を数えるなど急激に増加しています。今後は、外来種による生態系などにかかる被害も深刻化するおそれがあることから、平成19(2007)年5月にワニガメなどの15種類を「指定外来種」として、飼養などの届出を義務づけ、野外への放逐などを禁止しました。

■有害鳥獣

サル、シカ、カワウなどの野生鳥獣種による農林水産業などへの被害が深刻化しており、大きな社会問題となっています。このうち、長期的な視点から特に総合的計画的な対策が求められるもの5種を「指定野生鳥獣種」に指定し、指定野生鳥獣種地域協議会を設置して、地域ぐるみで対策を推進しています。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を、平成14年度にニホンザル(平成20年度から第二次計画を施行)、平成17年度にニホンジカを、平成20年度にツキノワグマについて策定し、計画的な個体数の管理を目指しています。

カワウについては、竹生島(長浜市)と伊崎半島(近江八幡市)に大規模なカワウ営巣地があり、平成20年度の調査では、春期に竹生島で約3万羽、伊崎半島で約7千羽が、秋期に竹生島で約5万9千羽、伊崎半島で約1万6千羽の生息が確認されています。このため、「カワウ総合対策計画」を策定し、漁業被害および植生被害の対策を進めています。また、県域を超えた対策が必要なことから中部、近畿の15府県が連携して広域的なカワウ対策のための指針を策定しています。

滋賀県の地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環
境の保全

クリーンな
新エネルギー
の開発・導入

ゼロ・エミッ
シヨンの取組
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

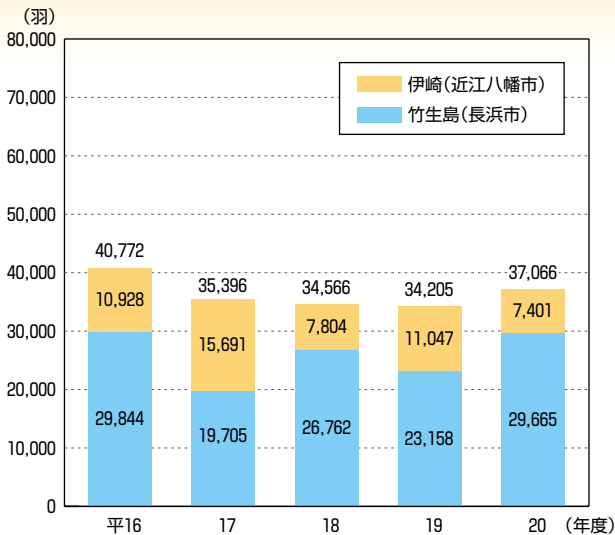
地域における
環境づくり

新滋賀県環
境総合計画
の点検・評価

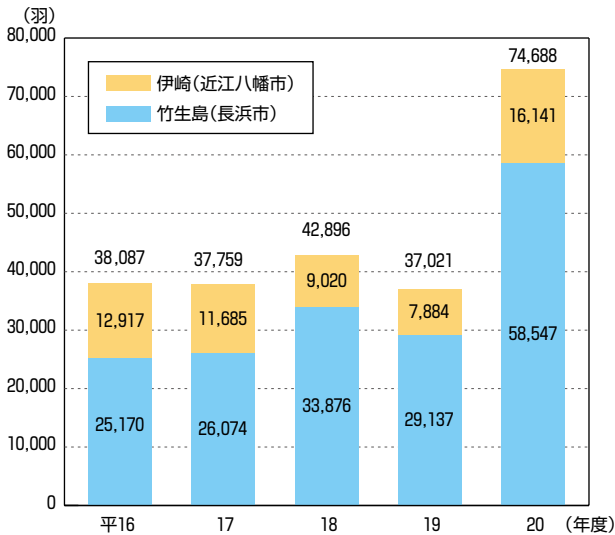
滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ

◆カワウの生息数推移 (春期)



◆カワウの生息数推移 (秋期)



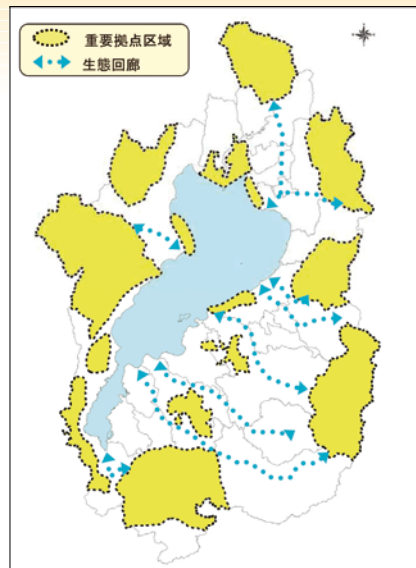
■ビオトープネットワーク長期構想

野生生物種の安定した存続を図り、将来の世代へと引き継いでいくためには、貴重な種の個体の保護や、一部の原生的な自然環境や優れた自然景観地を保護するのみでは、不十分です。

多くの野生動植物にとって主要な生息生育地である森林、琵琶湖、河川や人手の入った二次的自然である雑木林・水田を中心とした里地里山、大規模に開発された市街地の中に点在する身近な公園や社寺林などを含め様々なビオトープ(野生動植物の生息・生育空間)に重要拠点区域を設定し、保全を進めることが必要です。さらに、これらを核とし、それぞれの種の生態的特性に応じてそれらが生態回廊によってネットワーク化が形成された県土づくりが求められます。

このため、野生動植物種の個体の生息および生育環境の保全および再生ならびにネットワークに関する長期構想を平成21(2009)年2月に策定しました。

このことにより、保全・再生・ネットワーク化の必要性と望ましい将来像を県、市町、NPO、事業者などの間で幅広く共有し、具体的な取組につながる契機となることを目指しています。



トピックス

守りたい育てたい湖国の自然100選

(自然環境保全課)

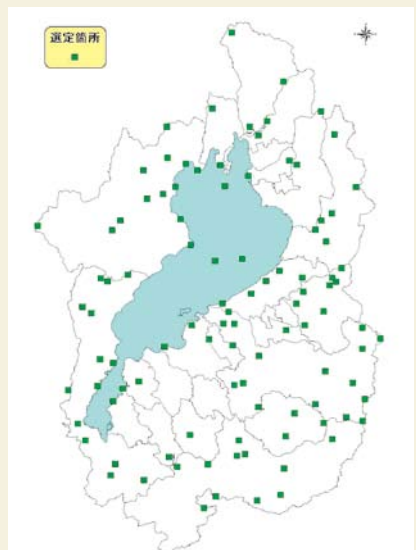
滋賀県では、ふるさとの野生動植物を絶滅させることなく、未来の子どもたちや孫たちに引き継ぐために、保全、再生を図ることがふさわしい野生動植物の生息・生育地について「守りたい育てたい湖国の自然100選」を選定しました。



生杉のブナ林 (高島市)



◆守りたい育てたい湖国の自然100選 選定箇所

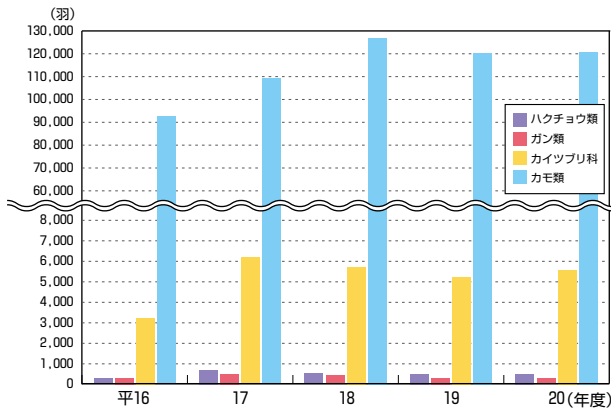


●鳥獣保護

〈自然環境保全課〉

県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区(平成20年度現在:46箇所、99,483ヘクタール)」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区(平成20年度現在:14箇所、1,380ヘクタール)」として、土地の形状変更などを規制しています。

◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



●ヨシ群落の保全

〈自然環境保全課〉

琵琶湖とその周辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、生態系の保全にも役立っています。

このヨシ群落を積極的に保全するため、平成4(1992)年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定めました。平成16(2004)年には新たな「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の健全な育成を県民などとの協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な活用を図ることにしています。

この条例は、次の3つの柱から成り立っています。

■ヨシを守る

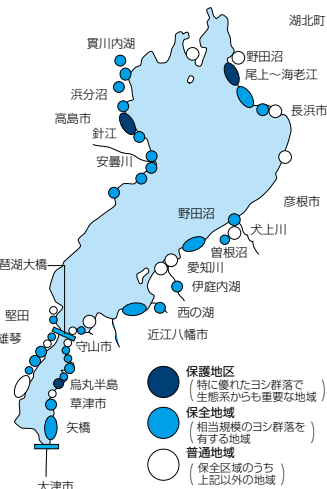
保全が必要な場所をヨシ群落保全区域に指定してヨシ群落を守ります。

■ヨシを育てる

自然の回復力を活かした方法によりヨシの増殖・再生を図り、清掃やヨシの刈り取りを実施しています。



ヨシの刈り取り



■ヨシを活用する

私たちの生活の中でヨシを活用できるように調査・研究するとともに、ヨシ群落を環境学習や自然観察の場として活用できるよう啓発しています。

●琵琶湖の水草

〈自然環境保全課〉

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また鳥類の餌となるなど琵琶湖の生態系を形づくる重要な構成要素です。しかし、流れ藻となるコカナダモはもちろん、在来種も繁

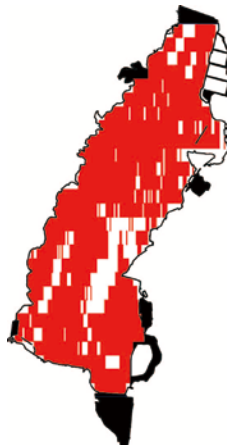


茂時期が琵琶湖の水位低下と重なると、湖岸周辺の環境に悪影響を及ぼしたり船舶の航行に支障をきたす場合があります。このため、県が保有する水草刈取機「スーパーかいつぶりⅡ」および水草除去機「げんごろう」を用いて刈取事業を実施しています。平成20年度は、約1,970tの水草刈り取りを行いました。

◆南湖において湖底が水草に覆われている場所

(平成20(2008)年9月3日)

赤: 植率50%以上の水域
黒: 調査範囲外の水域
資料提供: 滋賀県立琵琶湖博物館
(魚群探知機による調査結果)



平成18(2006)年7月撮影

●伊吹山の自然再生

〈自然環境保全課〉

伊吹山は、滋賀県と岐阜県境にそびえる標高1,377mの山であり、県内の植物2,300種のうち約1,300種が生育する植物の宝庫です。特に、山頂付近ではお花畑が形成され、コイブキアザミなど9種の固有種を始めとする多くの高山・亜高山性の植物が生育し、琵琶湖国定公園特別保護地区および国の天然記念物に指定されています。

かつて、伊吹山は採草地として利用されてきましたが、現在では、年間約30万人が訪れる観光地となっています。

また、伊吹山の南西斜面では戦後、石灰岩の原石山として開発が着手されて以降、現在



伊吹山山頂草原植物群落
(国指定天然記念物)

滋賀県の地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環
境の保全

クリーンな
新エネルギー
の開発・導入

ゼロ・エミツ
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

地域における
環境づくり

新滋賀県環
境総合計画
の点検・評価

滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ

も大規模な採掘が行われています。

こうしたことから、かつてのお花畑では採草が行われなくなったことにより、低木林やススキが繁茂したり、また山頂部一帯や登山道周辺における利用者の踏み荒らしによる重要植物の減少や外来植物の侵入など、お花畑への影響が生じています。また、石灰岩の採掘によりその山容が変化するといった景観面の影響も憂慮されています。

近年のこのような利用状況による伊吹山への影響は、自然の推移をはるかに超える速さで進行していることから、保全活動団体、土地所有者、関係企業、学識経験者、関係行政機関の参画を得て、平成20(2008)年5月に伊吹山自然再生協議会を設置しました。

会議は平成21(2009)年2月までに5回開催され、「伊吹山再生全体構想」をまとめ、伊吹山の再生に向け、①お花畑の維持、復元、②優れた景観の維持、創造、③伊吹エコツーリズムの確立について、目標と取組方針、役割分担などを定め、今後、様々な取組を進めることとしました。

滋賀県と米原市は、全体構想に示された役割分担にもとづき、お花畑の維持・復元を目的として、特別保護地区を中心としたお花畑において平成21年度から平成23年度まで自然再生事業を実施するほか、協議会構成員と連携して、全体構想実現のための取組を進めることとしています。

●琵琶湖南湖の漁場再生にかかる取組

(水産課)

フナなどの産卵繁殖場として重要なヨシ帯は、湖岸の人工護岸化や内湖の干拓などにより激減したことから、その造成に取り組むとともに、ヨシ帯前面の泥化した湖底に覆砂を行い、ヨシ帯から連続する砂地の湖底を造成し、セタシジミ漁場の復活を目指しています。



貝曳き漁具を使った水草の根こそぎ除去と湖底耕耘

また、かつて良好なセタシジミの生息場であった南湖では、水草の異常繁茂により湖底の環境が悪化していることから、県漁連では水草除去と併せて湖底耕耘を実施し、湖底環境の改善に取り組んでいます。

覆砂や湖底耕耘を実施した水域にセタシジミの種苗を放流し、漁場としての早期復活を図るとともに、水草の繁茂抑制や湖底環境の改善に効果的なワタカとコイの種苗放流も行います。

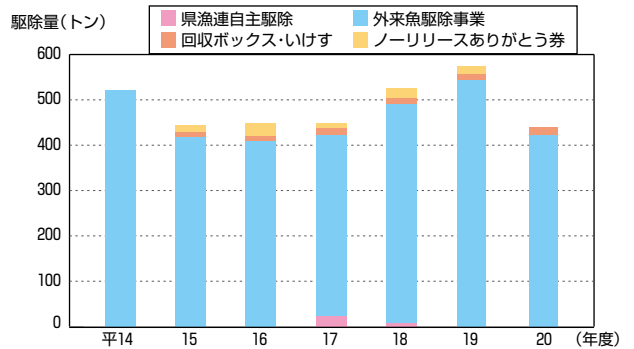
●外来魚の駆除

(水産課、琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室)

琵琶湖での外来魚(オオクチバス・ブルーギル)の異常繁殖は、ニゴロブナやホンモロコなどの水産資源はもとより、水生動物を著しく食害し、漁業の生産基盤である琵琶湖独自の生態系に大きな歪みを生じさせ、漁獲量の極端な減産の主要な要因の一つとなっています。このため、平成14年度から外来魚駆除事業を一層強化して実施し、毎年450トン前後の駆除を行っています。平成20年度には423.2トン駆除するとともに、繁殖抑制

のための稚魚などの小型魚の駆除も行い、タモすくい網では約1,200万尾のオオクチバス稚魚を駆除しました。こうした漁業者の取組の他、県民など釣り人の取組により17.4トン(外来魚回収ボックス・いけすからの回収量)が駆除されました。これらの取組により、平成16年春に1,900トンと推定された外来魚の生息量は、平成20年春には1,500トンまで減少しています。今後も引き続き、駆除を強力に進めるとともに、効率的な繁殖抑制や外来魚が集まる場所での集中的な駆除など、新たな駆除技術の開発と釣り人への啓発に努めます。

◆外来魚の駆除量



トピックス

ラムサール条約 COP10 子ども環境特派員

(自然環境保全課)

平成20(2008)年10月28日から11月4日にかけて、ラムサール条約第10回締約国会議が韓国昌原市で開催されました。この会議では、琵琶湖の最大の内湖であり、広大なヨシ群落や多様な生態系を持つ西之湖が、平成5年にラムサール条約湿地となった琵琶湖の拡大という形で、新たに条約湿地として登録されました。

県ではこれを機会として「滋賀県子ども環境特派員事業」を実施し、県内の小中学生9名を「子ども特派員」として韓国に派遣しました。

特派員たちは、滋賀県での事前学習会で作成した新聞を用い、琵琶湖と西之湖についてCOP10会場でプレゼンテーションを行ったほか、現



地で取材を行いました。また、韓国のラムサール条約湿地を見学し、韓国の子どもたちと交流を深めました。

県では、今後も環境保全と子どもたちへの環境学習により一層力を入れたいと考えています。

※ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約): 国境を越えて移動する水鳥を中心に、湿地に生息する動植物や湿地の環境を保護しようとする国際条約。琵琶湖は平成5年に条約登録湿地となった。

※内湖: 河川や水路で琵琶湖とつながった湖沼

●特定外来水生植物の駆除 〈自然環境保全課〉

琵琶湖で確認されている特定外来生物に指定された水草は、主にボタンウキクサ、ミズヒマワリ、ナガエツルノゲイトウの3種です。ボタンウキクサについては平成19年度に赤野井湾で繁茂が見られましたが、刈取り駆除をした結果、平成20年度の発生は見られませんでした。

ミズヒマワリについては矢橋人工島中間水路で、ナガエツルノゲイトウについては彦根市の神上沼および不飲川、大津市小野地先などで発生が確認されています。平成19年度から、ボランティアで駆除作業がされてきたところであり、県としても資材提供などの支援を行ってきました。

平成21年度はこれまでのボランティア活動支援に加えて、琵琶湖岸全域で繁茂状況を調査するとともに、特に広範囲な繁茂状況が既に確認されている不飲川河口部や大津市小野地先において駆除工事を行います。



ミズヒマワリ駆除作業

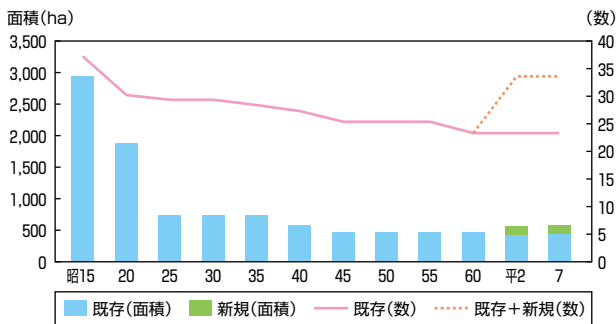
●水辺エコトーンマスタープラン 〈琵琶湖再生課〉

～湖辺域のビオトープの保全・再生に向けて～

生物多様性に富み、多くの生物が生息する湖辺域の推移帯(エコトーン)を生態系の重要な場所として位置づけ、ビオトープのネットワーク形成を目的に、保全・再生に関する基本方針などを示した「水辺エコトーンマスタープラン」を策定しています。

そのビオトープネットワーク拠点の再生モデルとして、内湖のもつ生態系保全機能や水質保全機能などを活かした早崎内湖再生の実現に向け取り組んでいます。

◆内湖数および面積の変化



●内湖再生検討事業

〈琵琶湖再生課、水産課、河港課、湖北環境・総合事務所、湖北農業農村振興事務所、長浜土木事務所〉

内湖機能再生の可能性を検討するため、早崎内湖干拓地の水田の一部17haを試験湛水し、住民、NPOなどで構成する早崎内湖再生協議会を中心に内湖の生態系機能に関するモニタリング調査などを実施しています。

これまでの調査の結果、植物、鳥類などにとって極めて良好な生息環境になっていることがわかってきました。

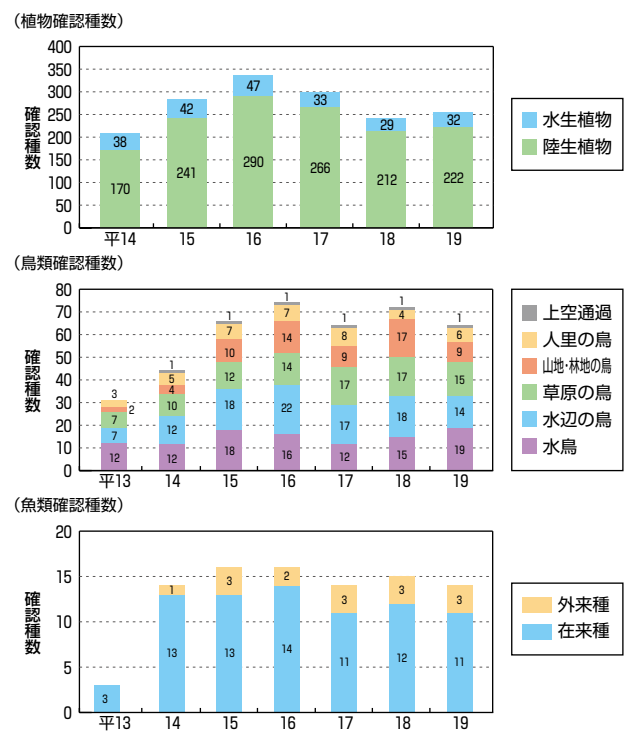
平成19(2007)年9月には、湛水区域の北区と琵琶湖を接続させ、水の行き来が出来るようになり、内湖が本来保有していた水質浄化や水産資源増殖の機能も併せて調査を行っています。

平成20(2008)年から、琵琶湖の「自然本来の力を保全し再生する」ため、内湖のもつ生態系保全機能や水質保全機能などを活かした内湖再生の実現に向けた取組を推進するため、早崎内湖再生に向けた実施計画を検討しています。



早崎内湖湛水地

◆早崎内湖再生検討事業モニタリング調査経年変化



●魚のゆりかご水田プロジェクト

〈農村振興課〉

かつて、琵琶湖周辺の水田は、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚にとっては「ゆりかご」としての役割を持っていました。しかし、様々な開発により琵琶湖と水田との間に大きな落差が生じたため、現在では、琵琶湖と周辺の水田とのつながりが失われてしまいました。このため、県では琵琶湖周辺の水田を魚類の産卵繁殖の場として再生するため、「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

これまでの調査で、稚魚の生残率(稚魚数/産卵数)が6割近くに達した水田もあり、水田は魚類の産卵や稚魚の成育に非常に適した場所であることがわかりました。これを受けて、間伐材を用いた魚道を開発し、推進し



魚道を勢いよく遡上するコイ

た結果、平成20年度には、農家を中心とした地域活動組織により約82haの水田で魚道が設置され、水を抜いて一旦水田を乾かす中干し時期には、多くの稚魚が水田から排水路を通じて琵琶湖へ流下しました。また、各地域で開かれた生きもの観察会では、稚魚の流下する様子を見て「水田と琵琶湖とのつながりを再認識させられた」という声が聞かれるなど、水田の多面的機能を理解してもらった貴重な場を提供することもできました。

平成19年度からは、「魚のゆりかご」となった水田でとれたお米を『魚のゆりかご水田米』としてブランド化を図ることで、広くこの取組を知っていただくとともに取組農家をバックアップすることなどにより、魚のゆりかご水田をより広く推進しています。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/fish-cradle/index.html>

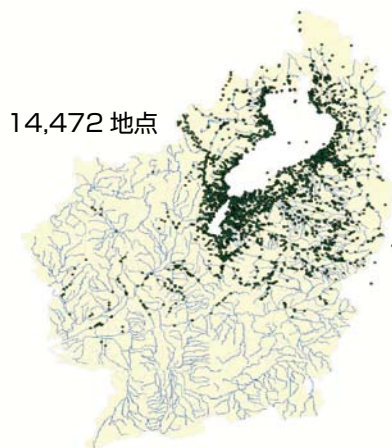
●だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊 ～琵琶湖博物館うおの会による～〈琵琶湖博物館〉

琵琶湖博物館では、平成12年度から、博物館を利用して、地域の人びとが自主的な活動を行ったり、その活動を広めたりすることができる「はしかけ制度」を設けています。この「はしかけ制度」に登録し、活動しているグループの一つである「琵琶湖博物館うおの会」は、各種市民団体と協力しながら「だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊」の活動を展開しています。

この活動は、「琵琶湖博物館うおの会」が作成した統一マニュアルに基づいて、魚類分布や生息環境を調査するもので、個人やさまざまな機関団体などが行う観察会や調査で得られたデータを琵琶湖博物館に集約する活動です。平成21年度は、南湖再生プロジェクトの調査に協力しながら、魚の産卵情報を含めた琵琶湖・淀川流域の魚類モニタリング調査を実施しています。

だれでも・どこでも琵琶湖お魚調査隊には、だれでも参加でき、琵琶湖・淀川流域のどこでも調査を行うことができます。

◆どこでも・だれでも琵琶湖お魚調査隊の調査分布図 (お魚ネットワークを継承) (平成16(2004)年8月8日～平成21(2009)年5月31日現在)



WEB <http://www.lbm.go.jp/nakajima/uonokai/index.htm>

指標項目	進捗状況 (H20年度)	目標 (H22年度)
希少野生動植物種の保護区の箇所数	3箇所	10箇所
カイツブリ(県の鳥)の生息数 (琵琶湖や主要河川の観察地点 で同時刻に一斉調査した数)	769羽 (平成18～20年度の平均)	800羽
琵琶湖に生息する魚介類の中 で漁獲される固有種の数	魚類12種 貝類9種 (平成19年度)	魚類12種 貝類9種

みどりづくりの推進 (森林政策課、森林保全課)

●琵琶湖森林づくり基本計画

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16(2004)年3月に、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、この条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定しました。

この計画は、滋賀県の森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進する上での中心的枠組みであり、「環境に配慮した森林づくりの推進」「県民の協働による森林づくりの推進」「森林資源の循環利用の促進」「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策のもとに、手入れ不足森林を解消して森林の多面的機能を持続的に発揮させるとともに、県民全体で森林づくりを進めようとするものです。

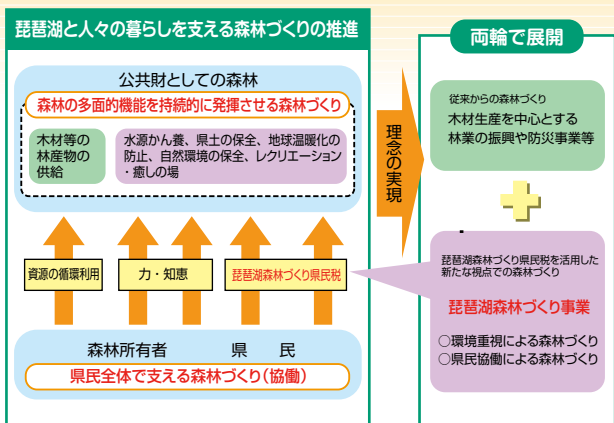
平成17年度からスタートし、平成21年度を中期的、平成32年度を長期的目標と定めて取り組んでいます。なお、平成21年度は、これまでの取組や成果と社会情勢変化などによる新たな課題について検討し、平成26年度までの新たな中期的目標の設定を行います。

■琵琶湖森林づくり県民税条例

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同して負担していただくことが望ましいとの考え方から、平成18(2006)年4月から「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本などの額の区分に応じて2,200～88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。





■環境に配慮した森林づくりの推進

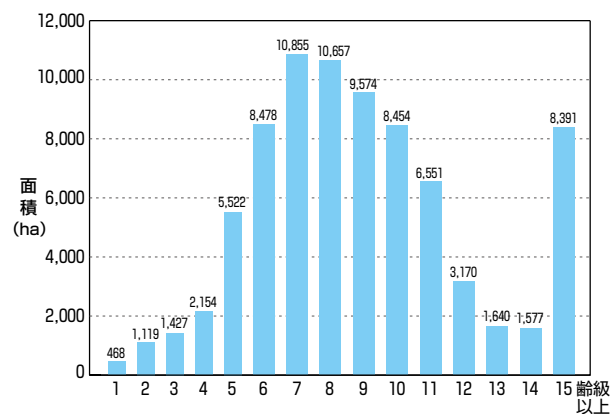
森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産などの機能だけでなく、地球温暖化の防止、砂漠化の防止などの地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、県においても森林の手入れ不足による多面的機能の低下が大きな問題となっています。

特に人工林のうち9齢級(45年生)以下の森林については、間伐などの保育が必要です。

このため、間伐等の森林整備や病虫獣害対策、林道などの基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、強度間伐を行うことにより、針葉樹と広葉樹の混じり合った環境林へ転換するなど、多様な動植物が生育できる森林づくりを進めています。

平成20年度は森林整備事業として、間伐を中心とした保育作業を4,273haで実施しました。

◆民有林人工林齢級別面積(平成21(2009)年3月末現在)



また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成20年度末の保安林面積は77,066haと森林面積の38%を占めています。



■県民の協働による森林づくりの推進

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。

①県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(平成20年度実績 9地区)

②森林ボランティア活動への支援

県民の誰でもが森林づくり活動に参加できるように、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。(平成20年度実績 48団体支援)



■森林資源の循環利用の促進

県内の森林で生産された木材を県内で使用していくことは、県内林業の活性化と、森林が持つ多面的な機能の発揮につながるとともに、二酸化炭素の固定による地球温暖化防止にも貢献します。このため、県では地域の木材を地域で使用する仕組みづくりのための取組を行っています。

①木材生産体制の整備に向けた人材育成の推進

平成20年度から、木材生産体制の充実を目指して、林業技術者や、その他関係者を対象に様々な研修を実施しています。

②高性能林業機械を使った間伐材の搬出

高性能林業機械は、平成18年度に県内で初めて導入しましたが、平成20年度末で6台が稼働しています。今後、間伐材が効率よく搬出されるとともに、作業の安全性が高まることを期待しています。

③間伐材利用の促進

間伐材の利用拡大を図るため、森林組合が森林所有者から間伐材を買い取ることに對して、また間伐材の搬出が円滑に進むよう搬出路の整備に対して助成しています。



高性能林業機械

④木材における産地証明制度の導入

木材の産地から製品の加工流通に至る過程に県産材産地証明制度を導入することで、消費者に情報の透明性を高めるよう取り組んでいます。

県では産地証明された県産材を「びわ湖材」と名づけ、積極的な活用を進めています。



びわ湖材

⑤顔の見える木材での家づくりグループの育成

地域材の供給者が、住む人と顔の見える信頼関係をつなげるために住宅課と共同して、ネットワークづくりに取り組んでいます。

⑥県産材利用住宅建築の促進

木の香る淡海の家推進事業では、県産材を利用した木造住宅の新築などに対して助成を行っています。



⑦小中学校における木の学習机への転換

木の良さを体感しながら落ち着いて勉強で

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミットの推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活の整備

地域における環境づくり

新滋賀県環境総合計画の点検・評価

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

きる環境を提供するために、スチール机から木の学習机への転換を支援しています。また、木製品をPRして利用拡大を図るために、保育園・幼稚園のほか公共施設への木製ベンチやテーブルの導入も支援しています。

■次代の森林を支える人づくりの推進

間伐などの森林整備を積極的に推進するため、高性能林業機械を活用した森林施業を推進しており、高性能林業機械オペレーターを養成しています。平成20年度には、新たに4名のオペレーターを養成しました。

また、淡海フォレスト養成講座を開催し、滋賀県の地域環境に合った森林整備の担い手を育成しており、平成20年度においては、新たに11名の淡海フォレストを養成しました。



●滋賀県緑化基本構想

県では、21世紀にふさわしい新たなみどりづくりの基本方向を示すため、平成22年度を目標年次とする「滋賀県緑化基本構想(淡海のみどり2010構想)」を策定しています。この構想では4つの基本方針に沿って施策を展開することにより、自然と共生し、循環型の暮らしを育む「淡海みどり文化」の創造を目指しています。

また、みどりづくりを総合的・計画的に推進するため、平成22年度までを計画期間とする第2次緑化基本計画を平成20(2008)年3月に策定しました。計画では、緑化基本構想に基づき、県が実施する施策や目標などの基本的な事項を明らかにしています。

指標項目	進捗状況 (H20年度)	目標 (H22年度)
手入れを必要としている人工林に対する整備割合	65%	90%
身近に親しめるみどりの量(県民1人あたり)	74.9㎡	80.0㎡

湖国の風景の保全・創造

●景観法と風景条例

〈都市計画課〉

県では、昭和59(1984)年にふるさと滋賀の風景を守り育てる条例(風景条例)を制定し、美しい湖国の風景づくりに取り組んできました。一方、国では平成16(2004)年に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定しました。景観法は、これまでの地方自治体の取組に法的な位置づけを与えるとともに、良好な景観を形成するため一定の強制力を含めた様々な仕組みを備えた法律で、地方自治体の取組を促進することが目的となっています。

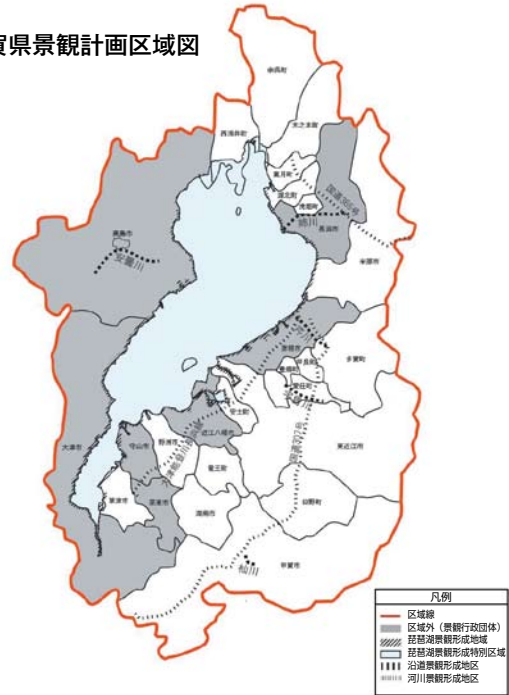
県においても、これまで風景条例に基づき推進してきた景観形成の取組をより積極的に推進するために景観法に基づく滋賀県景観計画の策定と風景条例の改正を行い、平成21(2009)年3月27日から施行しています。

景観法では景観行政を担う地方自治体を「景観行政団体」として位置づけており、県内では平成20年度末現

在で滋賀県のほか大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、守山市、栗東市、高島市の7市が景観行政団体になっています。これにより、県の景観計画の対象範囲は景観行政団体である市の区域を除いた地図上の白色の区域です。

地域の特性を活かした景観形成を図るためには、多くの市町が積極的に景観行政団体になり、地域に応じたきめ細やかな景観行政を進めていくことが望まれます。一方で、琵琶湖を中心とした県全域が一つにまとまりのある滋賀県特有の風景を守り育てていくためには、各景観行政団体相互の連携と協力が不可欠です。このことから、景観行政団体の首長をメンバーにして滋賀県景観行政団体協議会を設立し、県と市とで協力して「琵琶湖」や「歴史的な街道」を大切にしたい景観形成を図ることで合意しました。

◆滋賀県景観計画区域図



■新たな景観施策の概要

滋賀県景観計画および改正風景条例による景観施策は、改正前の風景条例で行ってきた琵琶湖景観形成地域や沿道・河川景観形成地区の景観形成上重要な区域の指定や住民による景観づくりである近隣景観形成協定制度などについては基本的に継承したうえで、さらに以下の新たな施策を盛り込みました。

- ・琵琶湖周辺における建築物などの高さを原則13m以下に制限します。
- ・大きな建築物など(高さ13m以上)は、市街地の中のものでも届出対象とし、景観への配慮を指導します。
- ・罰則の適用が可能な変更命令などの仕組みを整え、景観形成基準に適合しない行為に対する指導の実効性を高めます。
- ・県と景観行政団体である市町とが連携・協力しながら県土の景観保全を図るため、「景観行政団体協議会」を設置します。
- ・総合的な景観形成を図るため、琵琶湖周辺の屋外広告物に対する規制も強化します。

WEB http://www.pref.shiga.jp/h/toshi/keikan/top_page.html

● 田園地帯の景観の形成

〈農村振興課〉

田園地帯においては、継続した営農活動が行われることで農業の持つ多面的な機能が発揮され、水田や水路、里山などを中心に様々な生きものが生息する二次的な自然が育まれ、美しい田園景観が形成されてきました。

しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、従来の美しい田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

平成19年度からは、県内の広い範囲で実施する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」による共同活動の中で「心なごむ田園景観を守り育てる取組」として農道法面への植栽や、営農活動と一体となったきめ細やかな草刈りなど、地域ぐるみの取組により空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に努めています。

WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/marugoto/index.html>

● 沿道景観の創造

〈道路課〉

道路は、生活に密着した社会基盤（空間）で、良好な生活環境を創造するうえで、大切な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。



道路愛護活動事業（高島市）

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとるおいのある道づくりを沿道の住民とともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業とともに取り組み、道路への愛着心を醸しながら、沿道景観づくりを推進しています。

歴史的環境の保全

〈教育委員会文化財保護課〉

● 歴史的文化遺産

滋賀県は、政治や経済の中心であった奈良や京都に近く、古くから交通の要衝であったことから、数多くの遺跡や庭園などの名勝、社寺建築、仏像をはじめとする彫刻や絵画などの美術工芸品、祭や民具などの有形・無形の民俗など優れた文化財が数多く残っています。また、第二次世界大戦終結頃までに建設された近代化遺産や近代和風建築物も多くあります。県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づきこれらの文化財の調査・指定（選択）・公開・普及啓発・保存修理などを行っています。

● 琵琶湖と文化的景観

近江は「淡海」の名が示すとおり、琵琶湖とともにあり、人間が琵琶湖の周辺に暮らし始めて以来、いつの時代も琵琶湖と向きあいながら生活してきました。その歴史が数々の遺跡や、漁業・農業の景観、集落景観、さらには

カバタのような生活景観など、多様な景観として今も息づいています。このような、人間の営みの中で形成された景観を「文化的景観」と呼びます。その中でも特に優れた景観は、県または市町の申出に基づいて、国が「重要文化的景観」として選定しますが、その第1号として、平成18（2007）年1月に「近江八幡の水郷」が、また、平成20（2008）年3月には、「高島市海洋・西浜・知内の水辺景観」が選定されました。県では、このような文化的景観を文化財として保護、活用するための調査や、保存の取組を全国に先駆けて行っています。



国宝・園城寺金堂
（平成20年度屋根（檜皮葺）葺替修理完了
（大津市園城寺町）

指標項目	進捗状況 (H20年度)	目標 (H22年度)
景観行政団体になった市町の数	7団体	9団体
県指定（選定）文化財の件数	380件	435件
登録有形文化財の件数	269件	270件

トピックス

近江水の宝

〈教育委員会文化財保護課〉

県教育委員会では、人と自然と文化が織りなす様々な文化遺産のうち、普遍的価値の高いものを全国に発信できる歴史資産として位置づけ、「近江水の宝」として選定しています。

平成20年度は、「うやまう、くらす、ゆきかう、つくる、めでる、おくる」の6つのテーマのもとに、伊吹山麓の太鼓踊り、近江八幡の水郷や西野水道、葛籠尾崎湖底遺跡、比叡山延暦寺など31件を選定しました。

今後、これらを永く伝えていくとともに、市町、NPOなどと連携しつつ、地域学習や観光などの素材として活用するための取組を行っていきます。



滋賀県の地勢

琵琶湖の
あらし

滋賀県の環境
行政の枠組み

豊かで美しい
自然環境の保全

健全な水環境
の保全

快適な生活環
境の保全

クリーンな
新エネルギー
の開発・導入

ゼロ・エミッ
ションの取組
の推進

確実な環境配
慮の実践

新たな環境活
動基盤の整備

地域における
環境づくり

新滋賀県環
境総合計画
の点検・評価

滋賀県庁の環
境負荷低減へ
の取組

滋賀の環境の
あゆみ